

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（兵庫県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.36%	9.52%	10.86%	11.03%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,428円	5,521円	6,298円	6,397円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,364円	6,473円	7,384円	7,500円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,300円	7,425円	8,470円	8,603円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,236円	8,377円	9,556円	9,706円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,172円	9,329円	10,642円	10,809円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,734円	9,900円	11,294円	11,471円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,296円	10,472円	11,946円	12,133円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,044円	11,233円	12,814円	13,015円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,793円	11,995円	13,683円	13,897円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,542円	12,756円	14,552円	14,780円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,291円	13,518円	15,421円	15,662円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,040円	14,280円	16,290円	16,545円
13	160,000	155,000	～ 165,000	14,976円	15,232円	17,376円	17,648円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,912円	16,184円	18,462円	18,751円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,848円	17,136円	19,548円	19,854円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,784円	18,088円	20,634円	20,957円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,720円	19,040円	21,720円	22,060円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,592円	20,944円	23,892円	24,266円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,464円	22,848円	26,064円	26,472円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,336円	24,752円	28,236円	28,678円
21	280,000	270,000	～	26,208円	26,656円	30,408円	30,884円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.52%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.90%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～